

「早ね 早おき 朝ごはん」市民運動



子どもたちの正しい生活リズムを
地域全体ではぐくめる社会をつくらう！



四日市市 親子で考えよう ケータイ・スマートフォンの正しい使い方

ケータイ・スマートフォン安全安心利用啓発リーフレット

※「ケータイ」というカタカナ表記は、メールもインターネットもでき、カメラや音楽プレイヤーやテレビなどの機能も兼ね備えた、ハンディサイズの便利な道具（携帯電話・携帯ゲーム機・タブレット・デジタルカメラ等を含む）という意味で使用しています。

危険 子どものネット事情

オンラインゲーム 無料通信アプリ（LINE など）



生活習慣の乱れ・ネット依存 友人とのトラブル・ネットいじめ

遅刻・欠席・不登校 睡眠障害 生命の危機 成績低下 ひきこもり 金銭問題

ケータイ・スマートフォンでのトラブルや被害の原因

アダルトサイト 成人向けや不適切な内容で、青少年の健全育成に影響を及ぼす恐れがある。	ゲームサイト 基本料金が無料でも、オプション料金がかなり高額請求を受けることがある。	出会い系サイト・ID交換掲示板 見ず知らずの人に誘い出され、犯罪被害に及ぶ可能性がある。	ブログ、SNS（ソーシャルネットワークサービス） 個人情報・画像の流出・悪用や個人を中傷するトラブルの原因になりうる。
迷惑メール 不要な情報や有害情報がある大量のメール送付、知人を装ったなりましメール等が強く。	チェーンメール 不確かな情報が流れ、不安をまおり、転送を強要する。転送により加害者にもなりうる。	架空請求メール 身に覚えのない料金請求メールが届き、返信することでさらに支払いを強要される。	掲示版、学校裏サイト 個人情報や課税・中傷（悪口など）の書き込みによる、いじめや嫌がらせなどの精神的被害が生じる恐れがある。
使いすぎ 生活の乱れ、集中力の欠如、依存性（中毒性）に陥る恐れがある。			

⇒ フィルタリング・ルール作りが大切！

フィルタリングサービスを活用していますか？
子どもに不適切な情報にアクセスさせないためには、携帯電話会社のフィルタリングサービスを利用するとともに、Web用とアプリ用のフィルタリングを活用することが必要です。子どものケータイ・スマートフォンにフィルタリングを付けるのは保護者の義務です。
(三重県青少年健全育成条例H27改正)

大切にしたいのは、正しい知識、忍耐力（相手の気持ちを考える）、人と関わる力ですね。

- 夜9時以降はさわりません。
- 勉強中、食事中は電話もメールもしません。
- 使用や保管は家族のいるところだけです。
- メールを送るのは、1日△回にします。
- メールや掲示板上に相手を傷つけることは書きません。
- 困ったことがあったら、すぐに相談します。
- ルールを守れなかったら、親に1週間あずけます。

さあ、家族で話し合ってみよう!!

ケータイ・スマートフォンルール

- 使用する時間について

★ _____ ★ _____
- 使用する場所・管理する場所について

★ _____ ★ _____
- 自分を守るために

★ _____ ★ _____
- 他人を傷つけないために

★ _____ ★ _____

※ このルールを友だちとも共有します。お互いの家庭のルールを尊重します。

ルールを守れなかったら、機器を家族にあずけ、話し合います。

____年 ____月 ____日

本人署名 _____ 保護者署名 _____

四日市市 四日市市教育委員会 四日市市青少年問題協議会 四日市市北警察署 四日市市南警察署 四日市市西警察署
四日市市PTA連絡協議会 四日市市青少年育成市民会議 四日市市自治会連合会 四日市市民生委員児童委員協議会連合会
四日市市保護司会 四日市市更生保護女性会 四日市市青少年相談員協議会 四日市市中央補導員協議会 四日市市青年会議所
四日市市地区補導代表者会 三洲地区広域補導協議会 四日市市地域防犯協議会 四日市市子ども会育成者連絡協議会
四日市市公立幼稚園長会 四日市市私立幼稚園協議会 四日市市公立保育園長会 四日市市私立保育園連盟 四日市市立小学校長会
四日市市立中学校長会 北勢地区私立学校長会 三重県北勢児童相談所 津保護観察所 四日市市駐在官事務所

— こども未来部について —
四日市市では、急激な少子化、核家族化の進行など、子育て家庭を取り巻く環境の変化により、子育てに不安を抱いている保護者の悩みをワンストップで対応できる体制を構築するため、平成25年度に市の組織機構の見直しを行い、これまで福祉部・教育委員会・健康部の3部局で所管していた『子どもに関する業務』を集約・再編し、こども未来部を設置しました。こども未来部では、妊娠から青少年に至るまで途切れのない一貫した総合的な施策展開による子育て支援の充実に取り組んでいます。

基本目標

1. 心豊かでたくましい自立した青少年の育成

- (1) 子どもたちの学力・体力・気力の向上、望ましい基本的生活習慣の育成などをめざして、子どもの生活リズムの向上に取り組む。
- (2) 青少年がパソコンや携帯電話等を介した犯罪に巻き込まれないために、青少年自身が「自ら考え行動する」力をつけられるよう啓発を行う。また、インターネット等のトラブルから自他の安全を守れるよう、保護者等への啓発を行う。
- (3) 社会的に自立した個人として成長していくよう、家庭教育への支援や地域の大人への意識啓発に取り組む。
- (4) 他者とのかかわりの中で、心豊かにたくましく成長する力を身につけられるように、地域、学校等において、自然体験・生活体験等の場や機会を提供し、支援する。
- (5) 地域活動の中で青少年が中心となって活躍できるようなリーダーの育成を図る。

2. 青少年が心豊かに暮らせる環境づくり

- (1) 市民全体に対して、大人が良い手本を示すよう理解と協力を求めるとともに、補導活動時の青少年への声かけなどを通して、青少年による非行の防止活動を推進する。
- (2) 警察や関係機関の協力を得ながら、出版物・DVD・インターネットなどにみられる有害環境の浄化等に努める。
- (3) 青少年の非行問題の多様化にともない、課題を持つ青少年及びその保護者の悩みに対応するため、相談活動を実施する。
- (4) 放課後の過ごし方等について、青少年がコミュニケーションを大切に、他者とのかかわりをもちながら安全で安心して豊かに成長していくことができる地域の環境づくりを推進する。

3. 地域ぐるみで取り組む青少年の社会的自立の促進

- (1) 企業やNPO団体などと連携、協働した育成活動の促進を図り、「早ね 早おき 朝ごはん」市民運動など、地域の教育力向上に向けた取り組みを進める。
- (2) 市民が互いに協働して、地域の子どもは地域で育てていこうという気運を高め、行動に移していけるような支援施策を展開する。

主要施策

1. 心豊かでたくましい自立した青少年の育成

(1) 親と子どもの豊かな育ち事業の推進

①生活リズムの向上（基本的生活習慣の改善）

- 「学ぶちからも、くらしのリズムから」をテーマに、子どもの生活リズム向上事業を推進
 - ・子どもの生活習慣全般の改善について、9校園の生活リズム推進委員会に事業委託を行い、幼稚園、

小学校、中学校と家庭、地域が連携した取り組みを推進する。

- ・市内の3歳児から5歳児に対して、生活状況調査を行い、調査結果をもとに、各園に情報を提供し、各園の実情に応じた取り組みを行う。
- ・生涯学習いきいき出前講座における「今、家庭教育に必要なこと」をテーマに、子どもの生活リズム向上に關した講座を推進する。

【平成27年度実施数：3回】

②規範意識の向上（非行等防止対策）

○非行防止教室の開催

- ・万引きによる補導件数等が低年齢化の傾向にあることから、希望する幼稚園、小中学校を対象に万引き防止を中心とした非行防止教室を開催し、規範意識の向上を図る。【平成27年度実施数：13回】

③安全安心（子どもの安全安心対策）

○有害情報等から子どもを守る啓発活動

- ・四日市市PTA連絡協議会と連携し、携帯電話やインターネットの適切な利用を図るため、関係機関の協力により啓発活動及び研修会・講座を実施する。

■青少年ネット被害防止研修会（教職員・保護者対象）

- ・平成27年8月17日開催：四日市市勤労者・市民交流センター

■実施希望の小中学校での出前講座

- ・「e-ネット安心講座」

（小中学生・保護者・地域住民対象）

【平成27年度実施数：30回】

(2) 家庭教育講座委託事業

家庭教育に関する主体的な学習活動を支援するため事業の実施をPTAに委託する。

(3) 青少年団体活動の育成

各種青少年団体の自主的な活動に補助金を交付するとともに、指導者の資質の向上を図る。

（平成28年3月末現在）

団体名	団体数	会員数
子ども会	327	17,330
海洋少年団	1	39
ボーイスカウト ガールスカウト	1	15

(4) ジュニアリーダー・サブリーダーの養成

子ども会活動にかかわるリーダーの活動に必要な資質と能力の向上を図るため、各地区のジュニア・リーダー、サブ・リーダーを対象に養成講習会等を開催する。

2. 青少年が心豊かに暮らせる環境づくり

(1) 街頭補導活動

青少年の非行等問題行動防止活動を推進するため、関係機関団体の代表により組織された中央補導員等によ

り、補導活動を実施する。

【平成 27 年度実績：補導回数 398 回、補導少年人数 154 名】

(2) 補導員研修会

補導員の資質の向上と相互の連携・協調を図るため、専門講師による研修会を開催する。

(3) 地域及び広域補導活動

地域及び広域における非行等問題行動防止活動を推進するため、地区補導員組織や近隣 1 市 3 町からなる広域補導組織による補導活動を実施する。

(4) 社会環境の調査と浄化活動

青少年の健全育成・非行等問題行動防止のため、地域における有害環境の調査と浄化活動を実施する。

(5) 相談活動

非行等問題行動をかかえる青少年及びその保護者の悩みに対応するため、面接及び電話による相談活動を実施する。

【平成 27 年度実績：電話相談 41 回、面接相談 12 回】

(6) 青少年相談員活動

非行等問題行動防止活動を推進するため、学校・関係行政機関及び地域青少年育成団体と密接な連携を図り、継続して指導を行う必要がある青少年及びその家族の相談・指導・助言活動を実施する。

(7) 子どもと若者の居場所づくり

- ・人と人とがふれあえる居場所を求める青少年に対して、気楽につどい、大人とも語り合える場を提供し青少年の自主的な活動を支援する。
- ・勤労者・市民交流センター北館及び四日市市総合会館を軽運動や音楽活動、学習、憩い、語らいの場として活用している。

(8) 放課後児童健全育成事業

放課後等に留守家庭となる児童を対象に、学童保育所の設置・運営を行う運営委員会等に対して、補助金交付等の支援を行う。

四日市市学童保育所一覧 (平成 28 年 5 月 1 日現在)

※印については、どちらの学童も対象

小学校区名	名称	連絡先
海蔵	海蔵第 1 学童保育所	333-5531
	海蔵第 2 学童保育所	
笹川東 笹川西	笹川学童保育会	340-6228
日永	日永第 1 学童保育園	346-7616
	日永第 2 学童保育園	
桜	桜地区学童保育所	326-9988

常磐西	常磐西学童保育所	322-8320
内部	内部学童保育所	347-4412
常磐	ときわ第 1 学童保育所	354-3665
	ときわ第 2 学童保育所	
高花平	高花平学童保育所	090-4196-5981
下野	下野学童保育所	338-8811
県	県学童保育所	327-1390
四郷	四郷学童保育所	322-5171
内部東	内部東第 1 学童保育所	348-1556
	内部東第 2 学童保育所	
川島	川島第 1 学童保育所	322-5412
	川島第 2 学童保育所	
富洲原	富洲原学童保育所	366-3321
浜田	浜田学童保育所	355-5383
大矢知	大矢知第 1 学童保育所	364-7232
	大矢知第 2 学童保育所	
泊山	泊山第 1 学童保育園	345-0171
	泊山第 2 学童保育園	347-1556
富田	富田地区第 1 学童保育所	364-3525
	富田地区第 2 学童保育所	
三重	三重学童保育所	332-0560
河原田	河原田学童保育所	345-8588
三重西	三重西学童保育所	333-6648
楠	楠町第 1 学童保育所	090-5636-6811
	楠町第 2 学童保育所	337-9699
中部西 橋北※	中部西第 1 学童保育所	080-5100-6670
	中部西第 2 学童保育所	080-5828-6671
塩浜	塩浜学童保育所	090-3967-1428
八郷西	八郷西学童保育所	090-4443-5747
保々	保々地区学童保育所	090-8074-4428
羽津	羽津学童保育所	332-0789
羽津北	羽津北学童保育所	090-3583-6083
八郷	八郷学童保育所	080-3283-6587
水沢	水沢学童保育所	090-4405-6354
神前	神前学童保育所	326-6221
大谷台	大谷台第 1 学童保育所	333-2260
	大谷台第 2 学童保育所	
中央 橋北※	中央第 1 学童保育所	329-6450
	中央第 2 学童保育所	
桜台	桜台第 1 学童保育所	327-0601
	桜台第 2 学童保育所	
三重北	三重北学童保育所	080-2666-2010
小山田	小山田学童保育所	090-4213-6157
橋北	橋北学童保育所	080-3640-7978

(9) 子ども広場整備事業

遊びを通して心豊かでたくましい子どもの育成を図るため、自治会等、地域で管理する子ども広場の整備に対する補助を行い、その普及を図る。

子ども広場地区別設置状況 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

	総 数		総 数
中 部	1	桜	7
富 洲 原	1	三 重	1 6
富 田	8	県	1 2
羽 津	9	八 郷	1 2
常 磐	7	下 野	8
日 永	8	大 矢 知	6
四 郷	1 8	河 原 田	8
内 部	9	水 沢	9
塩 浜	8	保 々	1 1
小 山 田	9	海 蔵	4
川 島	1	橋 北	1
神 前	1 3	楠	3
		計	1 8 9

(10) 登下校時等の子どもの見守り活動

子どもの登下校時や放課後に痴漢・連れ去り・つきまといなどの、子どもの被害を未然に防ぐため、「こどもをまもるいえ」の増設を図る。「こどもをまもるいえ」のステッカーが貼ってある家や事業所には、緊急時に子どもを一時的に保護し、警察へ通報していただくなどの対応をお願いしている。この取組は、各地域のPTA等の設置推進団体が中心となっており、連絡調整会議を開催し、学校・地域・行政との連携を密にし、組織の育成と充実を図る。

【34 団体 9,961 軒】



(11) 「こども 110 番みまもりたい」活動

子どもが犯罪や事故に巻き込まれているのを発見したり、子どもから助けを求められたりしたとき、救助や保護、そして緊急 110 番通報などを行ってもらえるよう市内の事業所に協力をお願いしている。この活動に賛同する事業所の車両に「こども 110 番みまもりたい」のステッカーを貼付し、市内各所を走行することで

子どもに対する犯罪の抑止と市民啓発を図る。

「こども 110 番みまもりたい」活動状況 (平成 28 年 4 月末現在)

協力事業所・団体	車両台数
郵便事業株式会社四日市支店ほか	1 9 9
(株)四日市市生活環境公社	5 3
四日市タクシー協会	2 5 3
四日市市	1 5 1
民間事業所 (14 社)	2 1 2
合計台数	8 6 8



3. 地域ぐるみで取り組む青少年の社会的自立の促進

(1) 青少年行政の推進

四日市市青少年問題協議会の開催

青少年の指導、育成に関する総合的施策について必要な重要事項を審議し、その施策の適切な実施を期するために、必要な関係行政機関等相互の連絡調整を図る。

(2) 四日市市青少年育成市民会議

青少年の健全育成のため、啓発事業を行うとともに、地域活動への支援・助成を行う。

(3) 各種運動との連携

○ 社会を明るくする運動

青少年の健全育成・非行等問題行動防止活動を推進するため、保護司会や更生保護女性の会等、各種関係機関と協力して啓発活動を実施する。

○ 青少年の非行・被害防止全国強調月間事業

青少年の非行等問題行動や被害を防止するため、強調月間中に社会を明るくする運動実施委員会と共催して、啓発運動を展開する。

○ 子ども・若者育成支援強調月間

青少年の健全育成について市民意識の高揚を図るため、各種機関や関係団体と連携して啓発活動を行う。

4. その他

○成人の日行事

新成人 2,994 人を対象に、記念事業を平成 29 年 1 月 8 日に四日市市文化会館において、新成人代表者による企画、運営のもと実施する。

オープニング (テーマ披露) / 市長式辞 / 議長祝辞 / 新成人実行委員による企画・イベント

少年自然の家

1. 環 境

四日市市少年自然の家は、鈴鹿国定公園に指定されている鈴鹿山脈の雲母峰（標高 888m）のふもとに位置しており、四日市市の中心部より西方に約 20km 離れている。眼下には、伊勢湾全域と伊勢平野、濃尾平野が一望でき、遠くは神島や知多半島等を望むことができる。

敷地面積約 40ha の大半は山林で、そのうちの約 26ha は「ふれあいの森」と呼ぶ保健休養林に指定され、水沢村有林であったころからの里山の景観を今に伝えている。

2. 目 的

当施設は、この豊かな自然の中で集団宿泊活動、野外活動、自然・環境学習活動、芸術活動などの様々な体験を通して、問題解決能力、豊かな人間性、たくましさを身に付けた青少年を育成することを目的として、昭和 62 年に設置された社会教育施設である。

3. 教育目標

「自然の中で、自分を磨き、友達の輪を広げよう」

【自然の中で】

感動する心、共生する心を育てる。

感動する心

- ・自然の美しさ・雄大さを感じる。
- ・自然の厳しさを感じる。
- ・自然のこころよさを感じる。

共生する心

- ・自然の恵みを感じる。
- ・自然と調和していく大切さを感じる。

【自分を磨く】

自己判断力、自主性、自律性を育てる。

自己判断力

- ・自分で判断して行動する。
- ・安全に気を付けて行動する。

自主性

- ・自分から進んで行動する。
- ・新しいことに取り組む。
- ・最後まで頑張る。

自律性

- ・自分の役割分担を果たす。
- ・自分の行動に責任を持つ。

【友達の輪を広げる】

協調性、思いやりの心を育てる。

協調性

- ・友達と協力して取り組む。
- ・友達と仲良くする。
- ・新しい友達をつくる。

思いやりの心

- ・友達の気持ちを大切にする。
- ・友達のことを考えて行動する。
- ・集団生活のルール・マナーを守る。

4. 運営方針及び事業

(1) 青少年の主体的な体験活動の推進・支援

青少年に自己判断力、自律・協調性を身に付けさせるため、様々な体験活動を推進するとともに各種団体への支援に努める。

- ①主催事業
- ②自然教室受入れ事業
- ③各種団体の受入れ事業
- ④職員研修事業
- ⑤各種刊行物の発行

(2) 社会教育と学校教育の連携の推進

学校教育との連携を図るため、施設の特性を生かしたプログラムの開発や事業を実施するとともに教職員の専門性を高める事業の推進に努める。

- ①自然教室支援
- ②里山保全事業
- ③体験活動実技講習会
- ④関係機関との連携・協力

(3) 家庭教育支援の充実と促進

家庭の教育力を高めるため、家族向けのプログラムの開発や事業を充実させるとともに、支援の促進に努める。

(4) ボランティアの活用・養成

ボランティアの有効活用を図るため、組織の積極的な活用と、その養成に努める。

- ①主催事業
- ②自然教室支援
- ③受け入れ事業支援
- ④施設ヘルパー推進事業
- ⑤リーダー研修受入れ事業
- ⑥教育実習受入れ事業

(5) 施設・設備の充実

利用者が主体的に学び、だれもが安心して利用できるよう、施設内の整備に努める。

- ①ふれあいの森整備
- ②植物・里山保全活動
- ③写真資料・書籍の充実
- ④施設設備の改修
- ⑤館内装飾・掲示の工夫



5. 施設の概要

- (1) **所在地** 四日市市水沢町大谷 1423-2
 (2) **主な施設** 本館・分館・水沢市民広場(星の広場)
 (3) **その他の施設** キャンプ場(収容人数 160 人)、キャンプファイヤー場、ふれあいの森、野外炊事場

	本館 そよかぜ・こもれび	分館 せせらぎ	水沢市民広場(星の広場)
宿泊定員	177人	101人	
各施設	1階-事務室、医務室、会議室 浴室、総合研修館兼体育館等 2階-宿泊室、食堂、リーダー室等 3階-宿泊室、研修室、リーダー室等	1階-研修室、大広間、創作室 乾燥室、リーダー室等 2階-宿泊室、講義室 リーダー室等	芝生広場
建築面積	3,066 m ²	1,339 m ²	10,000 m ²
構造	鉄筋コンクリート3階建て	鉄筋コンクリート2階建て	芝生広場
建設年度	昭和62年	昭和48年	平成4年
建設費	9億7,010万円	1億7,650万円	2億940万円

6. 利用について

(1) 利用の約束

- ①自分のことは自分でします。 ②友達に迷惑をかけません。 ③次に使う友達のことを考えます。

(2) 利用できる人

- ①主催事業への参加者
 ②引率者及び活動計画を有する8名以上の団体
 ア 小・中学校 イ 高校・大学 ウ 青少年団体 エ その他の団体
 ③特に、教育委員会が認めた団体

(3) 休業日

年末年始(12月28日～1月4日)

(4) 使用申請

- ①使用日の10日前までに申請書により申請する。
 ②予約の受付は、使用日に属する月の6カ月前の1日からとする。
 ③29年度の7、8月分は、それぞれ本年度の12、1月に利用抽選会を行う。

(5) 自然教室協力者会議

自然教室への技術指導を行うボランティア組織で、次の技術内容を提供する。

- ア 自然観察 イ 登山・ハイキング ウ 野外活動 エ 里山保全活動

(6) 利用状況

施設 年度	本館・分館		キャンプ場		市民広場		利用者内訳	
	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数	市内	市外
22	192	31,837	90	4,087	129	7,655	23,244	12,701
23	187	32,107	106	5,397	134	14,218	23,272	14,205
24	191	30,963	79	4,038	141	10,482	21,132	13,869
25	234	33,081	116	13,453	151	24,219	32,271	14,263
26	237	33,771	157	19,052	144	33,295	36,540	16,283
27	265	37,700	249	21,800	149	40,980	39,323	20,177

基本目標

1. 心豊かでたくましい自立した青少年の育成

- (1) 子どもたちの学力・体力・気力の向上、望ましい基本的生活習慣の育成などをめざして、子どもの生活リズムの向上に取り組む。
- (2) 青少年がパソコンや携帯電話等を介した犯罪に巻き込まれないために、青少年自身が「自ら考え行動する」力をつけられるよう啓発を行う。また、インターネット等のトラブルから自他の安全を守れるよう、保護者等への啓発を行う。
- (3) 社会的に自立した個人として成長していくよう、家庭教育への支援や地域の大人への意識啓発に取り組む。
- (4) 他者とのかかわりの中で、心豊かにたくましく成長する力を身につけられるように、地域、学校等において、自然体験・生活体験等の場や機会を提供し、支援する。
- (5) 地域活動の中で青少年が中心となって活躍できるようなリーダーの育成を図る。

2. 青少年が心豊かに暮らせる環境づくり

- (1) 市民全体に対して、大人が良い手本を示すよう理解と協力を求めるとともに、補導活動時の青少年への声かけなどを通して、青少年による非行の防止活動を推進する。
- (2) 警察や関係機関の協力を得ながら、出版物・DVD・インターネットなどにみられる有害環境の浄化等に努める。
- (3) 青少年の非行問題の多様化にともない、課題を持つ青少年及びその保護者の悩みに対応するため、相談活動を実施する。
- (4) 放課後の過ごし方等について、青少年がコミュニケーションを大切に、他者とのかかわりをもちながら安全で安心して豊かに成長していくことができる地域の環境づくりを推進する。

3. 地域ぐるみで取り組む青少年の社会的自立の促進

- (1) 企業やNPO団体などと連携、協働した育成活動の促進を図り、「早ね 早おき 朝ごはん」市民運動など、地域の教育力向上に向けた取り組みを進める。
- (2) 市民が互いに協働して、地域の子どもは地域で育てていこうという気運を高め、行動に移していけるような支援施策を展開する。

主要施策

1. 心豊かでたくましい自立した青少年の育成

(1) 親と子どもの豊かな育ち事業の推進

①生活リズムの向上（基本的生活習慣の改善）

- 「学ぶちからも、くらしのリズムから」をテーマに、子どもの生活リズム向上事業を推進
 - ・子どもの生活習慣全般の改善について、9校園の生活リズム推進委員会に事業委託を行い、幼稚園、

小学校、中学校と家庭、地域が連携した取り組みを推進する。

- ・市内の3歳児から5歳児に対して、生活状況調査を行い、調査結果をもとに、各園に情報を提供し、各園の実情に応じた取り組みを行う。
- ・生涯学習いきいき出前講座における「今、家庭教育に必要なこと」をテーマに、子どもの生活リズム向上に關した講座を推進する。

【平成27年度実施数：3回】

②規範意識の向上（非行等防止対策）

○非行防止教室の開催

- ・万引きによる補導件数等が低年齢化の傾向にあることから、希望する幼稚園、小中学校を対象に万引き防止を中心とした非行防止教室を開催し、規範意識の向上を図る。【平成27年度実施数：13回】

③安全安心（子どもの安全安心対策）

○有害情報等から子どもを守る啓発活動

- ・四日市市PTA連絡協議会と連携し、携帯電話やインターネットの適切な利用を図るため、関係機関の協力により啓発活動及び研修会・講座を実施する。

■青少年ネット被害防止研修会（教職員・保護者対象）

- ・平成27年8月17日開催：四日市市勤労者・市民交流センター

■実施希望の小中学校での出前講座

- ・「e-ネット安心講座」

（小中学生・保護者・地域住民対象）

【平成27年度実施数：30回】

(2) 家庭教育講座委託事業

家庭教育に関する主体的な学習活動を支援するため事業の実施をPTAに委託する。

(3) 青少年団体活動の育成

各種青少年団体の自主的な活動に補助金を交付するとともに、指導者の資質の向上を図る。

（平成28年3月末現在）

団体名	団体数	会員数
子ども会	327	17,330
海洋少年団	1	39
ボーイスカウト ガールスカウト	1	15

(4) ジュニアリーダー・サブリーダーの養成

子ども会活動にかかわるリーダーの活動に必要な資質と能力の向上を図るため、各地区のジュニア・リーダー、サブ・リーダーを対象に養成講習会等を開催する。

2. 青少年が心豊かに暮らせる環境づくり

(1) 街頭補導活動

青少年の非行等問題行動防止活動を推進するため、関係機関団体の代表により組織された中央補導員等によ

り、補導活動を実施する。

【平成 27 年度実績：補導回数 398 回、補導少年人数 154 名】

(2) 補導員研修会

補導員の資質の向上と相互の連携・協調を図るため、専門講師による研修会を開催する。

(3) 地域及び広域補導活動

地域及び広域における非行等問題行動防止活動を推進するため、地区補導員組織や近隣 1 市 3 町からなる広域補導組織による補導活動を実施する。

(4) 社会環境の調査と浄化活動

青少年の健全育成・非行等問題行動防止のため、地域における有害環境の調査と浄化活動を実施する。

(5) 相談活動

非行等問題行動をかかえる青少年及びその保護者の悩みに対応するため、面接及び電話による相談活動を実施する。

【平成 27 年度実績：電話相談 41 回、面接相談 12 回】

(6) 青少年相談員活動

非行等問題行動防止活動を推進するため、学校・関係行政機関及び地域青少年育成団体と密接な連携を図り、継続して指導を行う必要がある青少年及びその家族の相談・指導・助言活動を実施する。

(7) 子どもと若者の居場所づくり

- ・人と人がふれあえる居場所を求める青少年に対して、気楽につどい、大人とも語り合える場を提供し青少年の自主的な活動を支援する。
- ・勤労者・市民交流センター北館及び四日市市総合会館を軽運動や音楽活動、学習、憩い、語らいの場として活用している。

(8) 放課後児童健全育成事業

放課後等に留守家庭となる児童を対象に、学童保育所の設置・運営を行う運営委員会等に対して、補助金交付等の支援を行う。

四日市市学童保育所一覧 (平成 28 年 5 月 1 日現在)

※印については、どちらの学童も対象

小学校区名	名称	連絡先
海蔵	海蔵第 1 学童保育所	333-5531
	海蔵第 2 学童保育所	
笹川東 笹川西	笹川学童保育会	340-6228
日永	日永第 1 学童保育園	346-7616
	日永第 2 学童保育園	
桜	桜地区学童保育所	326-9988

常磐西	常磐西学童保育所	322-8320
内部	内部学童保育所	347-4412
常磐	ときわ第 1 学童保育所	354-3665
	ときわ第 2 学童保育所	
高花平	高花平学童保育所	090-4196-5981
下野	下野学童保育所	338-8811
県	県学童保育所	327-1390
四郷	四郷学童保育所	322-5171
内部東	内部東第 1 学童保育所	348-1556
	内部東第 2 学童保育所	
川島	川島第 1 学童保育所	322-5412
	川島第 2 学童保育所	
富洲原	富洲原学童保育所	366-3321
浜田	浜田学童保育所	355-5383
大矢知	大矢知第 1 学童保育所	364-7232
	大矢知第 2 学童保育所	
泊山	泊山第 1 学童保育園	345-0171
	泊山第 2 学童保育園	347-1556
富田	富田地区第 1 学童保育所	364-3525
	富田地区第 2 学童保育所	
三重	三重学童保育所	332-0560
河原田	河原田学童保育所	345-8588
三重西	三重西学童保育所	333-6648
楠	楠町第 1 学童保育所	090-5636-6811
	楠町第 2 学童保育所	337-9699
中部西 橋北※	中部西第 1 学童保育所	080-5100-6670
	中部西第 2 学童保育所	080-5828-6671
塩浜	塩浜学童保育所	090-3967-1428
八郷西	八郷西学童保育所	090-4443-5747
保々	保々地区学童保育所	090-8074-4428
羽津	羽津学童保育所	332-0789
羽津北	羽津北学童保育所	090-3583-6083
八郷	八郷学童保育所	080-3283-6587
水沢	水沢学童保育所	090-4405-6354
神前	神前学童保育所	326-6221
大谷台	大谷台第 1 学童保育所	333-2260
	大谷台第 2 学童保育所	
中央 橋北※	中央第 1 学童保育所	329-6450
	中央第 2 学童保育所	
桜台	桜台第 1 学童保育所	327-0601
	桜台第 2 学童保育所	
三重北	三重北学童保育所	080-2666-2010
小山田	小山田学童保育所	090-4213-6157
橋北	橋北学童保育所	080-3640-7978

(9) 子ども広場整備事業

遊びを通して心豊かでたくましい子どもの育成を図るため、自治会等、地域で管理する子ども広場の整備に対する補助を行い、その普及を図る。

子ども広場地区別設置状況 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

	総 数		総 数
中 部	1	桜	7
富 洲 原	1	三 重	1 6
富 田	8	県	1 2
羽 津	9	八 郷	1 2
常 磐	7	下 野	8
日 永	8	大 矢 知	6
四 郷	1 8	河 原 田	8
内 部	9	水 沢	9
塩 浜	8	保 々	1 1
小 山 田	9	海 蔵	4
川 島	1	橋 北	1
神 前	1 3	楠	3
		計	1 8 9

(10) 登下校時等の子どもの見守り活動

子どもの登下校時や放課後に痴漢・連れ去り・つきまといなどの、子どもの被害を未然に防ぐため、「こどもをまもるいえ」の増設を図る。「こどもをまもるいえ」のステッカーが貼ってある家や事業所には、緊急時に子どもを一時的に保護し、警察へ通報していただくなどの対応をお願いしている。この取組は、各地域のPTA等の設置推進団体が中心となっており、連絡調整会議を開催し、学校・地域・行政との連携を密にし、組織の育成と充実を図る。

【34 団体 9,961 軒】



(11) 「こども 110 番みまもりたい」活動

子どもが犯罪や事故に巻き込まれているのを発見したり、子どもから助けを求められたりしたとき、救助や保護、そして緊急 110 番通報などを行ってもらえるよう市内の事業所に協力をお願いしている。この活動に賛同する事業所の車両に「こども 110 番みまもりたい」のステッカーを貼付し、市内各所を走行することで

子どもに対する犯罪の抑止と市民啓発を図る。

「こども 110 番みまもりたい」活動状況 (平成 28 年 4 月末現在)

協力事業所・団体	車両台数
郵便事業株式会社四日市支店ほか	1 9 9
(株)四日市市生活環境公社	5 3
四日市タクシー協会	2 5 3
四日市市	1 5 1
民間事業所 (14 社)	2 1 2
合計台数	8 6 8



3. 地域ぐるみで取り組む青少年の社会的自立の促進

(1) 青少年行政の推進

四日市市青少年問題協議会の開催

青少年の指導、育成に関する総合的施策について必要な重要事項を審議し、その施策の適切な実施を期するために、必要な関係行政機関等相互の連絡調整を図る。

(2) 四日市市青少年育成市民会議

青少年の健全育成のため、啓発事業を行うとともに、地域活動への支援・助成を行う。

(3) 各種運動との連携

○ 社会を明るくする運動

青少年の健全育成・非行等問題行動防止活動を推進するため、保護司会や更生保護女性の会等、各種関係機関と協力して啓発活動を実施する。

○ 青少年の非行・被害防止全国強調月間事業

青少年の非行等問題行動や被害を防止するため、強調月間中に社会を明るくする運動実施委員会と共催して、啓発運動を展開する。

○ 子ども・若者育成支援強調月間

青少年の健全育成について市民意識の高揚を図るため、各種機関や関係団体と連携して啓発活動を行う。

4. その他

○成人の日行事

新成人 2,994 人を対象に、記念事業を平成 29 年 1 月 8 日に四日市市文化会館において、新成人代表者による企画、運営のもと実施する。

オープニング (テーマ披露) / 市長式辞 / 議長祝辞 / 新成人実行委員による企画・イベント